

平成19年第2回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成19年3月20日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第5号 本巢市副市長の定数を定める条例について
- 日程第4 議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第5 議案第7号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第8号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第9号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第10号 本巢市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第15号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第16号 本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第17号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第18号 本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第19号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第20号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第21号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第22号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第33号 平成19年度本巢市一般会計予算について
- 日程第22 議案第34号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第35号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第36号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第25 議案第37号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第26 議案第38号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第27 議案第39号 平成19年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第28 発議第1号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第29 発議第2号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第30 発議第3号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書について

日程第31 発議第4号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	舩渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	宇野利数
市民環境部長	杉山勝美	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長	藤原俊一
		教育委員会	
上下水道部長	林賢一	事務局長	堀部秀夫

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内博	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 浅野英彦君と10番 中村重光君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告について

○議長（上谷政明君）

これより日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

総務企画委員会から報告します。

3月8日午前9時から本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催しました。

委員会には委員7名が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、土川総務部長、宇野企画部長、藤原根尾総合支所長ほか関係職員の出席を求め、付託案件8議案と協議案件1議案の審査を行いました。その後、議会関係の市議会委員会条例及び議会会議規則の改正についての協議を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号及び協議案件、議案第33号、続いて企画部関係の付託案件、議案第13号及び協議案件、議案第33号と議会関係の委員会条例及び議会会議規則についての審査を行いました。続いて、議会関係の意見書2件の取り扱いについての協議を行いました。

議会関係ですが、本巣市議会委員会条例及び本巣市議会会議規則の改正については、地方自治法の改正に伴う議会委員会条例及び議会会議規則の一部改正についての協議をし、議員発議とすることにいたしました。

午後より、現状把握のため本庁舎より真正分庁舎まで、もとバスを利用し移動しました。到着後、真正消防団車庫、本巣消防分署建設工事現場の現地視察を行いました。

以上、総務企画委員会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会からの報告を文教福祉委員会委員長 大熊和久子君。

○文教福祉委員会委員長（大熊和久子君）

文教福祉委員会から報告します。

3月12日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、高橋教育長、杉山市民環境部長、島田健康福祉部長、藤原根尾総合支所長、堀部教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め、付託案件8件と協議案件意見書採択について慎重に審査をいたしました。

初めに、市民環境部関係の付託案件、議案第34号、議案第35号及び協議案件、議案第33号、続いて健康福祉部関係の付託案件、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び協議案件、議案第33号、続いて教育委員会関係の付託案件、議案第12号、議案第22号及び協議案件、議案第33号の審査を行いました。その後、議会関係の協議案件、意見書の取り扱いについての協議を行いました。

議会関係として、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書の取り扱いについては、議案として取り上げていただくようお願いすることにいたしました。

終了後、糸貫川多目的広場、根尾生活支援ハウス、根尾デイサービスセンターの現地視察をいたしました。

以上、文教福祉委員会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会からの報告をお願いします。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

産業建設委員会から報告をいたします。

3月13日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、服部産業建設部長、林上下水道部長、藤原林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件7件と協議案件意見書採択について、慎重に審査をいたしました。

初めに、産業建設部・林政部関係の付託案件、議案第19号、議案第20号、議案第21号及び協議案件、議案第33号、続いて上下水道部関係の付託案件、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号及び協議案件、議案第33号の審査を行い、続いて議会関係の意見書2件について協議をいたしました。

議会関係では、意見書の取り扱いについて審査を行い、日豪EPA／FTA交渉に対する意見書の取り扱いについては、議案として取り上げていただくようお願いすることといたしました。

また、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業、木曾川上流河川事務所の執行体制などの拡充を求める意見書の取り扱いについては、資料配付のみにすることにいたしました。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第5号から日程第9 議案第11号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第3、議案第5号 本巣市副市長の定数を定める条例についてから日程第9、議案第11号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第5号から議案第11号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

報告いたします。

議案第5号 本巣市副市長の定数を定める条例については、特に質疑はありませんでした。

議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、質疑はありませんでした。

議案第7号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第8号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務部長から補足説明がありましたが、特に質疑はありませんでした。

議案第9号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第10号 本巣市行政手続条例の一部を改正する条例については、総務部長から補足説明がありましたが、質疑はありませんでした。

議案第11号 本巣市基金条例の一部を改正する条例については、総務部長から補足説明がありました。開発基金の未活用地の払い下げ価格が高いのではないかとの質問に、普通財産の払い下げ価格については、払い下げ基準が設けてあり、実態に応じた価格の設定としたいとの答弁でした。

議案第5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

○議長（上谷政明君）

議案第5号 本巣市副市長の定数を定める条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第5号 本巣市副市長の定数を定める条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第7号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第7号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第8号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第8号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第9号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第9号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第10号 本巢市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第10号 本巢市行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第11号 本巢市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第11号 本巢市基金条例の一部を改正する条例については、原

案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第12号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第10、議案第12号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第12号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 大熊和久子君。

○文教福祉委員会委員長（大熊和久子君）

報告します。

議案第12号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、特に報告すべきことはありませんでした。

したがって、議案第12号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第12号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第13号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第11、議案第13号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたし

ます。

議案第13号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

報告します。

議案第13号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例については、根尾総合支所長から補足説明がありました。質疑については特に報告すべきことはありませんでした。

議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第13号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第14号から日程第16 議案第18号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第12、議案第14号 本巣市小規模授産所条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第18号 本巣市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第14号から議案第18号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 大熊和久子君。

○文教福祉委員会委員長（大熊和久子君）

報告します。

議案第14号 本巣市小規模授産所条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第15号 本巣市老人福祉センター条例の一部を改正する条例については、これも質疑はありませんでした。

議案第16号 本巣市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第17号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第18号 本巣市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第14号、15号、16号、17号、18号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

議案第14号 本巣市小規模授産所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第14号 本巣市小規模授産所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第15号 本巣市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第15号 本巣市老人福祉センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第16号 本巣市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第16号 本巣市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第17号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第17号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第18号 本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第18号 本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第19号から日程第19 議案第21号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第17、議案第19号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例についてから日程第19、議案第21号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第19号から議案第21号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

報告いたします。

議案第19号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第20号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、特に報告すべきことはあ

りませんでした。

議案第21号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第19号、20号、21号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

議案第19号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第19号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第20号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第20号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第21号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第21号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20 議案第22号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第20、議案第22号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第22号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 大熊和久子君。

○文教福祉委員会委員長（大熊和久子君）

報告します。

議案第22号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

したがって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、終わります。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第22号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩をします。10時15分から再開します。

午前9時54分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

日程第21 議案第33号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第21、議案第33号 平成19年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

議案第33号については、各常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議の結果報告をお願いします。

初めに、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

報告いたします。

議案第33号 平成19年度本巢市一般会計予算のうち、総務部、企画部、議会事務局、根尾総合支所に属する予算及び他の委員会に属さない予算については、消防団真正方面隊を3分団から2分団にすることだが、地域はどこを境にするかとの質問に、現在の1分団を、旧名鉄揖斐線を境に北側と南側に分け、残りの二つの分団に編入することになるとの答弁でした。

真正方面隊の統合消防車庫を建設することだが、旧消防車庫の跡地は何に利用するかとの質問に、跡地については関係者の意見を聞きながら今後考えていきたいとの答弁でした。

県税徴収委託金について、前年比が増となっているのはなぜかとの質問に、制度が変わったことによる増額であるとの答弁でした。

防災無線工事の進捗状況はとの質問に、17年度から3年計画であり、19年度で終了する。19年度

は移動系の工事と市内企業に 850台の個別受信機を設置したいと考えているとの答弁でした。

公共用地の草刈りの委託料はどこの草刈りかとの質問に、普通財産の草刈りを年3回実施している。場所については、政田、神海の住宅跡等である。

議案第33号 平成19年度本巣市一般会計予算のうち、企画部及び根尾総合支所に属する予算については、もとバスの運行について新しい考えはないかとの質問に、合併時から公共交通機関の整備の一環として運行を行ってきたが、利用客が少なく、今後のもとバスのあり方を考えていかなければいけない時期であるとの答弁でした。

若者交流事業を実施されたが、何組のペアができたかの質問に、18年度は2回実施したところ、200名を超える参加があり、事後調査によると6組が交際しているとの答弁でありました。

委員会では、以上のような意見でありました。

○議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 大熊和久子君。

○文教福祉委員会委員長（大熊和久子君）

文教福祉委員会での協議の報告をいたします。

平成19年度本巣市一般会計予算のうち、市民環境部及び根尾総合支所に属する予算については、中間処理施設基本計画策定委託料の内容についての質問に、一般廃棄物の分別、減容、無害化などの処理を行う施設の基本計画策定業務の委託との答弁でした。

平成19年度本巣市一般会計予算のうち、健康福祉部及び根尾総合支所に属する予算については、シルバー人材センターの目的についての質問に、シルバー人材センターは高齢者の雇用促進が目的であり、長年培われた経験を生かし活躍されていますとの答弁でした。

シルバー人材センターの使用料は取っていますかとの質問に、平成18年度までは施設の減免申請を受け免除されていましたが、平成19年度からは使用料を徴収するとの答弁でした。

出産祝い金 1,700万円の内容についての質問に、第3子が30万円40人分、第4子以降50万円8人分、根尾地域においては不均一で1人目10万円の4人分、2人目20万円3人分の予算計上がありますとの答弁でした。

平成19年度本巣市一般会計予算のうち、教育委員会に属する予算については、浪漫ウオークについては平成18年度と同様な規模で実施するかとの質問に、昨年と同じように実施したいとの答弁でした。教育長から、ことは管内の児童・生徒も参加する方向にしたいと述べられた。

給食センターの今ある施設の備品はどうする予定かとの質問に、備品等については使用できるものはできるだけ使っていきたい。運搬車については、食器が変わるので使用できないものもあります。新規4台で、1台はそのまま残したいとの答弁でした。

糸貫中グラウンドの水はけが悪いが、改修予定はあるのかとの質問に、今のところありません。再度調査をし、今後検討したいとの答弁でした。

根尾中の海外研修の趣旨・目的についての質問に、従来、根尾中時代から引き継いだものであり、

毎年カナダ研修を行っています。合併後5年間実施するという約束でありますとの答弁でした。委員会では、以上のような意見がありました。

以上、報告を終わります。

訂正します。

教育長の報告で、浪漫ウオークについてですけれど、ことしからでなく、来年からその方向にしたいと述べられました。

以上、訂正します。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

報告をいたします。

議案第33号 平成19年度本巢市一般会計予算のうち、産業建設部、林政部及び根尾総合支所に属する予算については、モンキードッグの実施方法についての質問に、生後一、二年の犬で、長野県大町市の民間警察犬訓練所で5ヵ月間訓練します。飼い主も3回程度訓練を受けます。平成19年度は実験的な試みで、根尾地域になるとの答弁でありました。

モンキードッグの今後の実施についての質問に、今年度成功すれば、将来的にほかの集落にもふやしていきたいとの答弁でした。

カドミウムの対策補助金はいつまで補助するのかとの質問に、市長さんから、大阪住友セメントから歳入を受けて歳出するものであるので、市費の持ち出しはないとの答弁でした。

富有柿の里の管理運営委員会の必要性を考えてほしいとの質問に、条例で管理運営委員会を設置するとなっております。委員定数についても12名から10名に減としています。また、年3回の開催を年1回にして、経費の節減に努めておりますとの答弁がありました。

南部にヌートリアの被害が多く、おり形式の捕獲効果の方法はどうかとの質問に、トラばさみは禁止となっており、ゴム製のものであればよいが、まだ商品開発がされていないのが現状であり、今後の開発に期待したいとの答弁でした。

国道418号整備促進同盟会、県道根尾谷汲大野線整備促進同盟会などの報告をしてほしいとの要望がありました。

農地・水・環境保全向上対策共同活動支援事業についても再度説明を求められ、説明がされました。市に対する道路改良や舗装工事の要望についての質問に、全体で420件の要望があり、そのうち130件を実施、290件が未実施となっております。毎年130件の要望が出されますが、その中で必要性の高いものから計画的に進めますとの答弁でした。

岐阜地域米麦改良協会の内容についての質問に、種子の更新のPRをするのが主たるものでありますとの答弁でした。

平成19年度本巢市一般会計予算のうち、上下水道部及び根尾総合支所に属する予算については、

質疑はありませんでした。

委員会では以上のような意見でありました。

○議長（上谷政明君）

以上で各常任委員長からの協議の結果の報告を終わります。

これより執行部に対する質疑を行います。

質疑のある方は、ページ数を言っていただきまして質疑をお願いします。

[挙手する者あり]

はい、21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

ページで言うと、一応市民税ですので16ページになりますが、19年度の最初にいただいた資料によりますと、市民税については、主に定率減税の廃止による影響額 6,820万円というふうになっています。さらにこの間、いろんな税制改革の中で配偶者控除の問題、あるいは老年者控除の廃止、こうしたことと、今言った定率減税と合わせて18年度で言うと1億余り、19年度で言うとこれも1億余りでありますけれども、例えば定率減税が17年度と比べれば1億数千万円増になってくるだろうと思います。こういうふうに、収入自体については一円もふえなくても負担がどんどんふえてくるという実態にあるわけでありまして、この分については、私は基本的には市民にある程度還元をしていくべきであろうというふうに思いますが、そういった考え方についてどうなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

ただいま市民税の、特に減税部分についての取り扱いについて御質問いただいたわけですが、19年度の予算におきまして、市民税につきましては、減税の廃止ということで6,820万円増収見込みということで御説明申し上げております。この定率減税が廃止されることによりまして、18年度までは、この減税の実施に伴いまして税の減収の一部を補てんするための財源ということで、地方特例交付金というのが国の方から交付がありまして、交付額につきましては、18年度見込みで大体9,500万円ほどになると思います。こういった特例交付金は19年度にはなくなるということがあります。ただし、特別交付金ということで19年度の当初予算に2,500万ほど計上をさせていただいております。9,500万円いただいたものが、19年度では2,500万円になって、7,000万ほど減額になるといったことであります。減税の廃止によって6,820万ほどふえましたが、こういった国からの交付金が減っているということで、そこら辺の関係で見ますと、財政的にそう余裕がないというような考えであります。

いずれにいたしましても、税の収入が増加すれば、当然財政運営にゆとりといたしますか、余裕が出てくると思います。その分、市民の方々からの要望にこたえていきたいということで、今後計画しておりますソフト・ハード事業の財源に充当していきたいと、そういった考えを持っております。

以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

行政サイドから見ると今言われたとおりだと思うんです。ただ、定率減税の分について今言われたんですが、そのほか老年者控除とかいろんな廃止があったり、あるいは縮減があったりという形で、どんどん負担がふえている中で、市としては定率減税の分についていえばプラ・マイほとんどゼロというような状態かもしれませんが、住民にとってはふえているんです。そういう中で、じゃあそういう部分に対して市としてどういう対応を考えるかということは、やっぱり市民から見れば、課題として残ると思うんです。今後のいろんな事業の中で、それをひっくるめて考えるというのも一つの方法ですし、あるいは実際に負担が身にしみて感じてきているわけですから、その負担感を少しでも少なくするための方策を考えるというのも手だと思うんですね。そのあたりの詰めをする必要があるんじゃないかというのが私の考えです。

19年度予算を見る限りではそれはないので、どうするんだと言っても仕方ないと思いますけれども、そういったことは今後の課題として考えていく必要があるというふうに思っています。

それと、数字的にもう一度だけ、念のために確認だけしておきますけれども、定率減税で先ほどちょっと申し上げましたけれども、19年度の影響は6,820万と。18年度はまず半減をされて、今度は全廃ですから、単純に言えば大体その倍ぐらいになるんですね。数字の若干の違いはあるとして、今年度は17年度と比べれば、住民の負担は1億3,000万ぐらいふえたというふうに理解すればいいと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

詳細の計算はしておりませんが、考え方としてはそのような考え方でございます。

○議長（上谷政明君）

質問者からお話がありました歳入と歳出と分けた方がよろしいでしょうか。

[「分けていい」と呼ぶ者あり]

じゃあ、一括で承っていきますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

はい、17番 大西君。

○17番（大西徳三郎君）

これから採決する前に、19年度一般会計予算ということで1点お聞きします。

昨年もお聞きしましたが、我々はこれを数字でもって議員として判断をさせていただくという

ことで、財政力指数、また経常収支比率、また実質公債費比率、この3点の数字を、この19年度の予算書でどのような数字になるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

いわゆる財政指数というか、そういった御質問ということでございます。

財政力指数につきましては、交付税の算定のときに算出されるということでございまして、18年度におきましては0.754ということでありまして、経常収支比率につきましては、決算を行うときに実績に応じて算出されるということでございまして、17年度決算につきましの数字ですけど、84.0ということでありまして、実質公債費比率につきましては、18年度で新たに出てきた指標でございまして、11.9といった数字になっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

市長にお尋ねします。

17年度、18年度、19年度の3年連続で、今年度は153億7,000万円という予算であります。3年続けて150億前後の一般会計の予算になっておるわけですけど、本巢市の今の規模からいうと、市長も前から言われておりますけど、120億から130億が本巢市の規模であろうということですけど、3年連続150億前後の一般会計の予算であるということから、今数字をお聞きしましたけど、数字的に言えば経常収支比率が80%を超えておるということで、高いのでその点が心配でありますけれども、市長としてこの予算は健全であるかどうか、どのような認識を持ってみえるか、そのことが一つ。

もう一つは、経常収支比率が今84%と聞きましたけど、それをできるだけ下げたいのは事実でしょうけど、ある程度目標を持ってやってみえるのかどうか。今は行財政改革をやってみえて、この数字を下げようと努力されておることはわかりますけど、どのような数値を持って目標にされてみえるのか、その点2点、お尋ねします。

○議長（上谷政明君）

1点目と2点目について、市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

市の予算につきましては、前年度より6%増の予算を組ませていただいております。若干、年によって増減がございます。大型事業があるかないかによって違ってきますけれども、今御質問の財政力等から見てどうかということですが、実質債務負担率というのがございまして、できるだけ私どもは国の交付金、あるいは交付税、さらに補助金のついた事業を中心にやらせていただいております。また、先日御説明しました情報無線、あるいは通信あわせてCATVで

行うわけでございますが、これも市の負担は実質 5,000万円ということで、あのとき資料を出させていただきましたように、他の市町では何十億円という投資をしておられますが、そういった形で極力有利な資金を使わせていただいておりますと、このようにして進めさせていただいております。

実質債務負担比率というのもございまして、これは 133.6という数字が出ています。県下でもこの負担率は21市のうち20番目と、一番低いのは瑞穂市さんでございますが、20位というところにあるぐらい、起債等も、債務の負担率も非常に低くしておるということでございます。

経常収支比率が84でございますので、これは75が適当と、町の場合は75と書いてはございますが、ほとんどどの市も私どもの数値よりも高くなってございまして、県下を見ても、私どものところは21市のうち12位という位置にあるわけでございまして、ほぼ真ん中のところかなと思っております。

それで、17年度の決算しか今正確に申し上げられませんが、17年度末の起債残高、一般会計で121億円でございます。この中で、交付税算入されるのが81億円ですから、交付税が予定どおりもらえないと困るんですけども、もらえるということで考えますと、差し引き純市費は40億円の返還で済むと。そしてまた、特別会計は 224億円借りてございまして、これは交付税が 122億円ちょうだいできるということでございますので、実質返還する分は61億円と、合わせて 350億円ほど借りている中で 100億円ほど純市費で払う形になるわけですが、この辺の運用は県下でも相当いい方になっているということでございますので、私どもは今の形でいけば、健全財政を維持しつつ進められるのではないかと。

財政力指数も県下で今8位でございまして、先ほど総務部長が言った数字になってございますが、21市のうち8位と。恐らくモレラ効果が来年度は出ますから、来年はさらに上に行く。これは年々変わるわけでございまして、来年は恐らくその上に行くのではないかと、このように思っている次第でございまして、一に健全財政を維持しながら、大型事業が時々ありますし、下水道、あるいは幹線含めた上水関係もたくさんありますので、長期的な年次計画を立てて、健全財政を維持しつつ市政を進めさせていただくと、このような形で頑張っていかなければならぬのではないかと思います。私としましては、今のところそういう判断で、かたい財政運営になっていると、このように思っている次第でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

次は企画部の関係で1点お伺いいたしますが、企画部というふうに言っているのか、取りまとめが企画部ということで、何ページということはありませんけれども、補助金の見直しということが今度うたわれておりますので、それに関連して一つお伺いしたいと思います。

この補助金の見直しについては、見直し方針と統一的な交付基準を定め、個々の補助金について

見直しを行ったというふうにされています。この見直しについては、19年度を周知期間、そして20年度を2分の1、21年度に全部という形でうたわれておりますけれども、私、特にここで申し上げたいのは、今申し上げたように19年度を周知期間というふうにしています。けれども、まだ今の段階で周知というのはどうなのか。周知というのは、市としての方針が確立した、最終決定した、それを住民にきちんと知ってもらうために周知をするわけですね。今がその時期なのかというと、それについては非常に疑問があります。市としての考え方はそうなんだろうけれども、議会も含めて最終的にこの方向で行こうということはどこで決まったわけではないというふうに私は理解しております。

そういう意味で、本当にこういった補助金というのは、前のときには一律5%、10%、15%という形でカットされた経緯がありますから、そのときと比べれば若干やり方としては前進したとは思いますが、ただ、今の段階でこういう打ち出し方をされるということについては疑問が残りますが、その点についてのお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

企画部長 宇野利数君。

○企画部長（宇野利数君）

御答弁させていただきます。

議員御発言のとおり、行政改革全般にわたりましては、各所管課でこれから推し進めていただくということを考えておりますが、今御質問の補助金の見直しにつきましては、平成18年度において補助金等を検討委員会によりまして、補助金の交付における現状と課題を整理させていただきまして、見直し方針と統一的な交付金を定めたわけでございます。

今後の補助金の見直しの実施に当たりましては、平成19年度において各所管課により団体等への説明やら、当然意見調整を行い、確定して進めていくものであると考えております。また、特に現に受けております補助団体への激変緩和措置としましては、平成19年度においては、従前の基準に基づく補助金を交付いたしまして、平成20年度以降、段階的に移行すること等経過措置を設けております。先ほど御説明しましたように、市民協働の観点から、当然団体へ説明、意見調整等も含めて御理解していただくように努めていく所存でございます。

ここに周知期間と書いてございましたが、これにつきましては、補助金の事業とか、そういったもの全般も含めてこういった表現を使わせていただきまして、紛らわしいことになったかと思いますが、実施に当たりましては、先ほど申し上げましたように、団体への説明、意見調整等も含めて十分に御理解していただくように努めていく所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

行政は、ともすれば「周知」という言葉をしばしば使われますけれども、先ほど申し上げたように、周知というのは決まってしまったもので、住民にきちんと知っていただく必要があるものについて、周知をされることは結構ですが、そうでないものも含めて周知という言い方で単純にやられると、上から下に押しつけるみたいな形になりますので、その点は気をつけてやってほしいということと、本当に周知という言葉を使うのであれば、住民にこれこそ知ってほしい、あるいは福祉の施策とかいろんなものについては、いろんな形でこれこそ周知徹底を図っていくことが必要だというふうに思っています。

今度、健康福祉部の関係で三、四点まとめてお伺いいたしますが、一つは、55ページの社会福祉協議会への補助金ですが、あくまでも当初予算ベースですけれども、17年度から18年度になるときに9,100万円ほどが6,600万円ほどに下がりました。そのときに人員を4人減らす、あるいは事業の廃止、予算の精査という三つの理由が言われました。今度さらに5,160万ほどに下がります。委員会を傍聴しておりましたときに、これについては人件費の減もあるという話がありました。こういうふうに人件費が減ってきて、人間が減ってきて、そして一方で指定管理者として事業をやらせようということがきちんと果たせていけるかどうかという若干の不安を持ちましたので、その内容についてお伺いをしたいというふうに思います。それが1点です。

二つ目は、56、57ページの障害者福祉費でございますが、この障害者福祉に関して3点お伺いしますが、一つは56ページの賃金で、ピアカウンセラーの賃金が組まれています。このピアカウンセラーについては、昨年度15万4,000円組んであったのが、今度9万6,000円ということで、非常に減額になっています。これは、18年度の実態に合わせて予算を削減されたとは思いますが、ピアカウンセラーというのはいろいろ見ておきますと、非常に有効な手段だというふうに認識をしつつあるところなんです。今まで正直言って実態はよくわかりませんでしたけれども、このピアという仲間をつくって、仲間同士でどう互いに高め合い、自立していくのか、社会生活に参加していくのか、幅広い活動をいろんなところでやっている。そのためのピアカウンセラーということですから、できれば18年度の実態がどうであれ、今後拡大していく方向で取り組んでほしいというふうに思っています。今、障害者福祉については、自立支援法の関係もあって非常に大変な状況だとは思いますが、それでもなおかつ、この点については考えてほしいというふうに思いますが、どうでしょうか。

二つ目は、障害者自立支援法の本格実施が昨年10月からなされましたけれども、それによる影響と対応はどうか。これについては、アンケートをとってほしいということをお申し上げて、とられたと思うので、その結果も含めてお伺いをいたします。

三つ目は、小規模授産所が今度地域活動支援センターということになります。これは先ほど条例が決められました。地域活動支援センターになるということは、自立支援法の範疇に組み込むということになります。そのことによる変化はどうか。このことについて一般的に言えば、自立支援法の適用を受けるということで1割負担を利用者が払うということになってきますが、今全国的に見ると、小規模授産所などで1割負担を取ると、結局そこで得る収入よりも負担の方が大きいということが問題になっています。そういったことも含めて、どういう変化がこの本業市の場合は

あるのか、どう対応するのかということについてお伺いをいたします。

あと1点、もうちょっと後のページですが、生活保護費で今度就労支援というのが打ち出されております。これは、生活保護の母子加算の廃止と引きかえに就労支援を国が打ち出したものであります。母子加算の場合には、一般的に言うところと2万数千円になるわけですが、それがなくなって、かわりに就労支援、働いた場合には1万円、職業訓練は5,000円という形で、収入だけでも大きく減額になります。さらに、病気があつて働けない、職業訓練も受けられないという世帯にとっては全くの皆減ということになります。そういうことを見ると、非常にそういった世帯にとっては大変な生活苦になっていくのではないかと思います、そのあたりの状況なり、お考えをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

1点目、2点目の3項目、そして3点目について、健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、1点目の社会福祉協議会への補助金の件でございますけれども、18年度から19年度にかけての新年度予算におきましては5,163万5,000円ということで、前年と比較いたしますと、約1,500万円ほど少なくなっております。この理由といたしましては、本巢老人福祉センターと真正老人福祉センター、そしてぬくもりの里の指定管理料にそれぞれ人件費を計上したことによるものでございます。補助金で払うか、あるいは指定管理料で払うかどちらかで払うとしたら、この方法が最善の方法ではないかということから、今回このようにさせていただいたものであります。

それから、人員の削減のお話でございますけれども、19年度は臨時職員1名とパート職員1名、そして登録ヘルパー1名の削減を予定しておりますということでございます。前年度減っておりましたので正職員は1人ふやすということでございまして、差し引き2人少なくするというところでございますけれども、社会福祉協議会も一事業者でありまして、できることなら市から補助金をそんないただかなくてもやっていけるようにしたいというあらわれの一つではないかというふうに考えております。

それから二つ目でございますけれども、ピアカウンセラーにつきましては、旧町村ごとに1名ずつお見えになりまして、計4人をお願いをしているところであります。17年度、18年度は当初予算で15万4,000円を計上しておりましたけれども、19年度につきましては9万6,000円ということで5万8,000円ほど減額予算となっております。これにつきましては、17年度、18年度の実績に基づきまして計上させていただいたところでございます。

内容につきまして申し上げますと、1点目といたしまして、障害者生活支援センターが発行しております広報紙「笑顔」の編集会議と障害者の情報交換ということで年3回予定をしております。これは4人ずつ3回出ていただく予定をしております。それから二つ目といたしましては、旧町村ごとの4地域におきまして、相談会事業を行っております。これは2人ずつ出ていただきまして、8回予定をしております。それから三つ目といたしましては、「笑顔」の行っております事業でカフェミーティングというのがございます。そのカフェミーティングの助言に出ていただくというこ

とで、これは4人を対象に年3回ということでございまして、回数でいきますと14回ということでございます。例年どおり19年度においても開催はしていきたいというふうに考えておるところでございます。必要とあらば、さらにまた広げていくということも可能ではないかというふうには考えております。

それから、3点目に障害者自立支援法実施による影響と対応ということでございますけれども、18年度障害者福祉計画の一部見直しを行いました。その見直しを行う中で、実態把握の必要性から昨年の7月に応益負担に対する利用者アンケートを実施いたしました。121名からの回答を得まして、そのうち負担感が大きく、利用をやめたという方が7名、5.7%でございます。それから負担感が大きく利用を減らしたという方が17名で、14%でございます。負担感はあるが、利用する以上は仕方がないという方が88名、72.8%でございます。あまり負担には感じないが9名でございまして、7.4%という結果でございました。2割弱の方が何らかの利用控えがあったというふうに認識をしたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、本市といたしましては、特に負担が大きくなった作業訓練を伴う通所での授産施設及び厚生施設の利用者負担に対しまして、岐阜地域の市町に先駆け、市独自の施策といたしまして全額を負担する予算を19年度の予算に計上をさせていただいたところでございます。

それから4点目でございますけれども、障害者自立支援法の施行に伴いまして、小規模授産所「はたる」「杉の子園」「みつば」が新しく地域活動支援センターというふうに名称が変更されることに伴いまして、従来小規模授産所事業費補助金といたしまして、県から補助金800万円ほどいただいております。新年度からはこの補助金はなくなります。したがって、地域活動支援センターということで認定施設とした場合は交付税で算入されるということから、今回条例改正をお願いしたところでございます。

新しく地域活動支援センターとして、いわゆる認定施設となるわけでありまして、認定施設となりますと、原則1割の負担をいただくことになるわけでありまして、市の施設でありますので、それを取るか取らないかにつきましては市で決められるということでございます。本市といたしましては、先ほど申し上げました作業訓練を伴う通所での授産施設及び厚生施設の利用者負担につきましては、市独自の施策として新年度から全額負担することとしております。したがって、こういった地域活動支援センターにつきましても利用した負担は徴収しないということになりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから4点目でございますけれども、生活保護の状況でございます。19年3月6日現在でございますが、保護世帯数は36世帯59人でございます。保護率で申し上げますと1.67パーミルということでありまして、県平均が2.0、全国平均が11.8パーミルでございますので、本市は大きく下回っておるところでございます。それから、この1年の異動状況でございますけれども、新規は8世帯の9人、それから廃止をされた世帯が7世帯の10人ということで、ほぼ横ばい状況にあります。

それから、母子世帯でございますけれども、現在2世帯15人であります。母子加算の19年度の減額の額でございますけれども、7万8,000円余りが減額されるというふうに見ております。母子加算につきましては、昭和24年の生活保護の基準自体が低かった時代におきまして、子育てを一人でする母親には追加的な栄養が必要であることを理由といたしまして創設されたものでありまして、その後、生活保護基準は加算を含めて、一般国民の消費の伸びに、さらにプラス・アルファをいたしました伸びを用いて基準を引き上げていったところでございます。

この母子加算の見直しにつきまして、国の基本的な考え方を申し上げますと、平成15年から16年にかけて開催されました社会保障審議会、生活保護制度のあり方に関する専門委員会において検討がなされたわけございまして、全国消費実態調査による一般母子世帯の消費水準との比較検証を行いました結果、母子加算を含めた生活扶助基準額は、周囲の所得の母子世帯の消費水準と比較いたしましても高く、加算は必ずしも必要ではないものとされたところでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

1番目の社会福祉協議会への補助金については、社会福祉協議会自体の自助努力も含めて、そして人件費が減っていくということを申し上げましたけれども、その中でも指定管理をしてもらうわけですから、それぞれがきちんとできる体制であれば結構ですが、そのあたりの状況は常に確認をしながらやってほしいというふうに思います。

ピアカウンセラーについては、今後必要があれば拡大していくことも可能だというふうに言われましたが、できればその方向で、先ほど申し上げたように自立支援法の絡みで非常に大変な時期だとは思いますが、ぜひこの点については積極的な方向を出してほしい、努力をしてほしいということをお願い申し上げます。

生活保護費の関係では、最後に審議会の話を言われましたけれども、一般の母子世帯の水準が下がってきたから、生活保護の母子世帯の方がひよっとしたら上がっているんじゃないかというような論法が結構されておりますけれども、それは一般の母子世帯が下がってきたこと自体が問題で、下がってきたからこっちも下げようという話はやっぱり通らないと思うんです。でも残念ながら、そういう論議が国の方でなされている中でこういう方法が打ち出されたというふうに思います。

実際に、今は本巣市の場合は、先ほどの報告ですと2世帯ですので、病気で働けない世帯はないのだろうというふうに思いますが、もしそういうことが起こった場合には、何らかの措置を考えてあげないともろに影響を受けるということになると思うので、そのあたりについてはこれからの検討で結構ですけれども、市としての独立策が可能ならば、やっぱりそれも含めて考えてほしいということをお願い申し上げます。

次に、市民環境の関係で1点ですが、県単の乳幼児の医療費がもちろん組まれておりますけれど

も、18年度の当初予算で 9,647万 3,000円、そして3月の補正につきまして1億 300万余りになりました。19年度の予算を見ますと 9,252万 6,000円ということで、18年度の当初予算よりも、そしてこの前の補正をやった額から比べればはるかに少ないというふうに思うんですが、今までの実績からすれば、もっと逆にふえてもよかったのではないかと思います、どうしてこういう数字になっているのかということをお伺いしたいと思います。

あと2点、教育委員会の関係ですが、ついでに申し上げておきます。

一つは、学校評価システムについてですが、昨年9月議会のときに学校評価システムについて県から、実質的には国ですが、委託金に来て、真正地区の学校で始めて、今度は400万円ですから全学校というふうに聞いておりますけれども、この学校評価システムについて18年度の状況を含めて19年度はその上に立ってどういう形で進めていこうとされているのか、その中身についてお伺いしたいと思います。

もう一つは、所信表明で言われておりますけれども、いじめ・不登校問題等対策会議を設けるということを言われましたが、これはどういう形で設けようとしているのか、もう少し詳細についてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

1点目の福祉関係について、市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、県単の乳幼児医療の関係でございますが、まず前年度と19年度の比較をさせていただくと、やはり400万近く減額になっておるという状況でございます。

その原因ということでございますけれども、まず該当者につきましては19年を見ても、該当の乳幼児が2,270人ということになりまして、18年に比べますと63人ほど増ということで、率でいきますと3%を見込んでおります。対象者についてはそういうふうで伸びておりますが、しかしながら内容については、減額の分として2点ほど上げられます。1点目につきましては、昨年まで入院時の食費療養費の標準負担額が9月いっぱいまでありました。それが今回からなくなるということで、大体100万円ほど差額として出てまいります。そして残り300万につきましては、18年度の上期の通院でございまして、こちらの支払い関係をのぞいてみますと、かなり前年度当初と比べると87%ほどということで、13%ほど通院が減ってきておるという現状があるわけでございます。そういったことを計算してみますと、原因として考えられるということでございます。

それから、あと補正予算で増額をお願いしておりますけれども、あれについても一応11月までの見込み額ということで予算上やっておりましたんですが、12月、1月が、多分インフルエンザの影響もあろうかと思いますが、医療費がかなり22%ほど伸びてきております。その関係で、とりあえずは3月補正であの額だけ補正をお願いしておるということでございます。補正の中でもちょっと御説明がありましたけれども、この医療費につきましては、やはり単年度で完了じゃなくて2ヵ年ということで、100%、2年目に精算されるということをつけ加えてお願いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

教育委員会関係ですが、1点目について、教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

学校評価システムについてお答えさせていただきます。

この事業につきましては、18、19年の2年間にわたって指定を受けて進めておる事業でございます。国の委託を受けて行っておる事業でございますが、19年度は市内全域を対象として事業を進めようとしております。予算につきましては、国庫委託金として歳入で400万いただいております。歳出は合計で420万でございますが、それぞれの目に振り振って歳出を計上しております。内訳としましては、小学校費で248万4,000円、それから中学校費で166万2,000円、事務局費で5万4,000円という形で、合計420万になろうかと思っております。内容につきましては、小学校費は報償費の講師謝金、それぞれの学校で行います研究会等の講師の謝金で組ませていただいております。また、旅費につきましては、それぞれ先進地の研修、それから他県の研究校の研修に参加する費用を見させていただいております。また、11節の消耗品、印刷製本費、このあたりも少し計上させていただいております。成果のまとめということを考えております。そのようなことで小・中学校の費用として見させていただいております。また、事務局費につきましては、旅費で計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

2点目、いじめについて教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

今の1点目の内容の中身のことににかかわっては、私の方からお答えをさせていただきます。

18年度、先ほどお話のように真正中学校区で行いました。そのことににかかわって、学校経営の校長、そして教職員、保護者等から一言で申し上げますならば好評をいただいております。具体的に申しますと、校長としましては、学校の課題を明確にしたり、あるいは整理したり、職員の組織的な活動や会議を見直すことができたとか、あるいは計画・実践・評価・改善ということで学校経営を意識的に、意図的に把握して職員指導ができたとか、あるいは学校評議員、あるいは地域の方々の願いを的確に把握することができたというような校長の意見。教員の意見としましては、教員が自分の目標を設定しやすくしたり、あるいは職員間で、この話題が共通になっておりますので、共通理解をすることができたとか、あるいは授業について具体的に課題を明確にして、みんなで話し合うことができたとか、あるいは自己評価を点検したりして、子供や自分たちの教師としてのあるべき姿を見直すことができたというような意見。また保護者、評価員の方々からは、学校の行っていることが非常に重点的でわかりやすかった。あるいは意図的、計画的に指導がなされていることに対する認識を深めることができたとか、あるいはまた学校の課題が明確になっているものですから援助していこう、支援していこうという思いが一層深めることができたという意味合いから、18年度実施したことによって好評をいただいているというふうに申し上げます。それをもとに今年度、19年度は四つの中学校でそれぞれの学校が課題とする、取り組みたい内容に関しまして実践

的研究を試みようという考えでございます。

2点目の、いじめ不登校対策会議にかかわりましては、御案内のとおり、今いじめは教育問題というよりも社会問題と申し上げても過言ではないと思います。そういう中で、いじめ不登校に対して早期発見や早期対応ができるようにこの予算を計上したと。構成メンバーは、校長代表者、生徒指導主事代表者、教育相談関係者、県の中央子ども相談センター専門家、あるいは福祉関係者等、時によっては民生委員とか医療関係者等、あるいは警察関係者等も考えていますけれども、そういったメンバーでもってこの会議を意義あるものに、充実した会議にしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

学校評価システムについては、9月の議会の委員会の折にもいろいろ申し上げたんで、一つだけ念のために申し上げておきますけれども、今教育長の方からお話がありました教員の間の話ですけれども、共通な課題があつてみんなで話し合えるということを言われました。学校の問題を考えていくときに、そこが非常に大事だと思うんですね。もともとこれを導入したときに心配していたのは、文部科学省の方針などを見ていると、どうもその辺があいまいで、結局教員自身がお互いに悪く言うと監視しちゃうみたいな形で牽制し合うというような危険性があるんじゃないかという心配を持っていたんですけれども、今の話ですとお互い協力し合うという形になれば非常にいいことだと思うんで、そのことについては常に教育委員会としても配慮しながら、全地域でやればなおさらそのことが大切になってくると思うんで、そこをぜひよく見ていてほしいと思います。

最後のいじめ不登校問題の対策会議については、詳細についてはまだこれからということなんです。おおむねの話は今ありましたけれども、詳細についてはこれから詰めてやっていくと。これについては、たびたびメンバーが決まれば、必要によって何回か検討会議をしながら進めていくというふうに、とりあえず今の段階では理解するしか仕方がないですね。これは方向が明確にさらになりましたら、その段階でまた教えてください。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

長い議会の議員の中で、今回お2人の方に今後の本巢市のために御示唆をいただきたいということで、まず企画部長にお伺いしますが、45ページ、西美濃夢回廊の負担金が企画で組んでございます。総合計画を組む段階では、この西美濃夢回廊の負担金は企画で持っておられてもいいだろうと思いますが、これから実質的な事業運用をしていくには、やはり商工観光の問題やら道路整備等を考えたときに、企画でいいものだろうとかいう考え方を持っておりますが、その点どうなのか。

それから、公共交通機関の問題が今いろいろ取りざたされております。今、公共交通機関で行われている19年度予算からいいますと、「さわやか」にかかわってくるのは360万、市営バスにかかわってくるのが1,698万、もとバスが2,982万、樽見鉄道が5,300万ということで、1億の総額の公共交通機関にかかわってくる予算が組まれております。公共交通機関の今後のあり方については、他の行政機関から見ると、私が調べたところによると、北海道の恵庭では、老人に乗り合いタクシーを公共交通機関として取り入れているところもあるし、三好町によっては公共交通機関にバスの中継場を利用する場合、タクシーの料金の割安を行っているところもありますので、公共交通機関の根本的な今後のあり方を見直していく場合には、そういった部分を加味しながら、19年度中にこの公共交通機関の見直しをされるのがいいだろうというふうに考えますが、企画部長として、ひとつ退官される前にこういったことに対する思いをお伺いしたいと思います。

2点目は、教育委員会の教育事務局長にお伺いいたします。

学校教育の中学校の部活動、土・日のクラブ活動にかかわってくる考え方です。122ページに記載してあります本巣スポーツカルチャークラブにかかわってくる補助金の問題と、それから中学校の部活動の関係で108ページ、109ページに載っております部活動指導者謝礼にかかわってくる問題、部活動の補助金にかかわってくる問題、これは実は中学生の部活動なり、土・日のクラブ活動にかかわってくるお金でございます。補助金の見直しもどうも19年度以降なされるような予定をされておられるようです。これにかかわって、真正スポーツクラブが中学生を含めてのクラブ活動という部分が出てきております。本巣市内で部活動、クラブ活動の精査という問題について、それぞれの学校に大きな違いがあります。こういった部分について、補助金の見直しをされていく段階でやはり中学校の部活動、土・日のクラブ活動の本巣市としての方向性については議論し、ある程度統一的な形で進められることが私は適当ではないかなというふうに考えております。その点、教育委員会業務には非常に長く堀部教育事務局長は携わっておられましたし、糸貫町時代には社会教育については非常に貢献をされてきております。そういった経験を踏まえながら、この中学生の部活、クラブ活動について、今後本巣市はどうあるべきか、御示唆をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

1点目、企画部長 宇野利数君。

○企画部長（宇野利数君）

まず、第1点目の西美濃夢回廊負担金についての御質問でございますが、この負担金は西美濃夢回廊整備促進協議会に対する負担金でございます。この協議会は、地域の活性化を図るための広域観光ルートとして周辺関連道路の整備促進等を図る目的で、旧来は根尾、藤橋、坂内、谷汲、久瀬の五つの村で構成され、平成12年に発足した組織でございます。現在、合併が行われまして、揖斐川町と本巣市の1市1町で構成し、運営をさせていただいております。事業といたしましては、旧来は構成市町も多く、陳情やらスタンプラリー、西美濃夢回廊日帰りツアーとか観光ガイドマップの作成等を行ってございました。また、ダム観光等も含め総合的に対処する部分があるとの観点から、

企画が中心となっておりましたけれども、構成市町が少なくなりまして、平成18年度の事業では、陳情や広報看板としてルート看板を道の駅に順次設置をしていく予定で今進めている状況になっております。現在、所管につきましては、旧来からの関係で総合企画課になっておりますけれども、今の幹事を見ている中で、幹事には本巢市の産業建設部の建設課長さんにもなっておりますし、揖斐川町も企画と建設課が幹事となっている状況でございます。

総合的な調整部分もございまして、企画で所管して行っておりますが、翌年度に向けまして庁内の調整やら、また揖斐川町との足並みのこともございますので、こういったもの含めて検討させていただきたいと思っております。

それから、公共交通のことでございます。大変大きな問題を残して退官をするということで、大変御迷惑をかけておりますが、鉄道やバス交通の現状につきましては、今回の議会、全員協議会等におきましても御説明させていただいたとおりでございます。いずれにいたしましても、公共交通の今後の施策の推進につきましては、本巢市の公共交通のあり方を検討し、鉄道、バス、交通拠点などを含めた基本的な計画を策定してまいりたいと考えております。また、この基本計画の策定につきましては、多くの市民の意見を聴取できる体制を整えまして、また専門家、事業者とも協議をしながら、よりよい計画になるように進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、計画の策定までには、大変短い期間でございますけれども、議員の皆様方にも協議をさせていただく機会を持たせていただきます。本巢市の公共交通のあり方について、建設的な御意見もちょうだいしながら進めてまいりたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

また、先ほど例でタクシーのことの御発言がございましたけれども、きょうの岐阜新聞にもたしか各務原だったと思っておりますけれども、自宅から病院とか買い物とか、そういったものにもタクシーを使っている事業が載っておりました。こういったことにつきましても含めて検討していく必要があるらうと、このように考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上谷政明君）

2点目について、教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

中学生の部活動と、それから本巢スポーツ&カルチャークラブのことについてお答えさせていただきます。

まず、中学生の部活動につきましては、現在は中学校の教育振興費の中で学校教育の部活動として位置づけながら活動しております。これには、93名の指導者の謝金として予算を組ませていただいております。また、学校によりまして部活動のとらえ方というんですか、運営の仕方が多少異なっております。四つの中学校があるわけですが、その中で糸貫中学校と根尾中学校は学校教育活動としてすべてをとらえております。それから本巢中学校と真正中学校につきましては、土・日に関しては社会人の指導者を入れて、社会体育の中で行っているというようなとらえでございます。当然月曜日から金曜日については、すべて学校教育の中で行っているというような形で進

めております。そのような形で部活動は進めておるわけですが、また先ほど申されました本巢スポーツ&カルチャークラブの育成補助金は132万計上させていただいておりますが、これにつきましては、本巢中学校の部活の土曜日、日曜日の活動分につきましては講師謝金、それから運用補助金を出しているという形でございます。そのような形で進めておまして、土曜日、日曜日につきましてはのクラブ活動のあり方というのが、本巢市内におきまして、現在、クラブ組織が二つできようとしております。この本巢スポーツ&カルチャークラブと、それから真正地域で今立ち上げております総合型地域スポーツクラブというのがございます。この二つを立ち上げようとしております。その中で真正地域スポーツクラブにつきましては、子供から大人までという形ですべてをその中へ参加をしていただいて、スポーツクラブの立ち上げをしていこうという形で進んでおります。また、本巢地域のスポーツ&カルチャークラブにつきましては、先ほど申しましたように中学生のみを対象としたスポーツクラブでございまして、今後やはりこれも総合型の地域スポーツクラブに移行していくものというふうに考えております。

そこで、議員御質問の中学生の部活動とこのスポーツクラブのあり方についてということでございますが、両方とも目指すものは人の育成と申しますか、青少年の育成、それから人格の形成というような形で目指すものは一つに向いていると考えております。そのようなことで、今現在は社会体育の方と学校教育の方とが、そこまでの連携調整がまだされておりません。今後、総合型のスポーツクラブが立ち上がっていく段階で連携調整が図れるものというふうに考えております。社会体育の枠、それから学校教育の枠、それぞれの枠があると思いますが、連携してよりよいスポーツクラブにしていきたいというふうに考えております。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

今、格差というのが社会のさまざまな分野に広がって、大きな社会問題になっています。これは国の悪政がもたらしたものだというふうに言わざるを得ません。そうした状況の中で、地方自治体が果たすべき役割は、市民の暮らしや福祉を守る防波堤となることではないでしょうか。

質疑でも申し上げましたが、この間の税制改革によって、一円も収入がふえなくても、市民の負担はどんどん大きくなっています。それによる市税の増収が単純に市の収入増になっているというわけではありませんけれども、それなりに増収にはなっているわけであり、市民へこれをどう還元していくかということも考えていく必要があるというふうに思っています。残念ながら、19年度の

予算ではそうした考え方は見受けられません。こうした問題は、基本的には国のせいであるとは言いながらも、そういう中で市民の暮らしに直結する市の姿勢として、どう対応していくかということが、これから常に求められていくのではないかとこのように思っています。

もう一つは、19年度を行革元年というふうにしています。行政改革それ自体は、私はもちろん否定はいたしませんし、必要な改革はしていくことが求められているというふうには思っています。けれども、行革はそれ自体が目的ではなく、市民の暮らしや福祉を向上させるためにこそやるものだというふうに思っています。だからこそ、市長が所信表明でも表明されているように、市民と協働し、市民が主役のまちづくりが必要だというふうに思っています。しかし、この間の進め方などを見ると、市民が主役と考えた取り組みに本当になっているだろうかというふうに残念ながら思わざるを得ません。単なるうたい文句ではなく、名実ともに市民と協働する、市民が主役、こう言えるような取り組みが必要だし、そのための具体的な方向性を打ち出していくことが求められていると思っています。

先ほども質疑で若干申し上げましたけれども、市が最終決定をしていないけれども、方針として内部で決定したことについては、すぐ周知徹底というような言葉が出てくるのが残念ながら現状です。本来ならば、それを決定する前に市民を参加させて、そこで政策の形成過程、決定過程にどう市民参加を勝ち取っていくか、そういうことによって市民が主役のまちづくりができてくるんだろうというふうに思います。それが、一般質問でも幾つか申し上げましたけれども、そうした点での残念ながらまだ取り組みの弱さが見受けられるということがございます。今回の19年度の予算の個々の内容については、積極的に取り組まれている問題、配慮されている問題が幾つかあり、それについては評価することはやぶさかではありませんけれども、今申し上げたような根幹にかかわる問題については、残念ながらまだ改善をしなければならないことが幾つかあるということを申し上げ、反対討論としたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言がありましたら承ります。

[挙手する者あり]

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

それでは反対討論がございましたので、賛成討論を行いたいと思います。

今、反対討論の中にもありましたけれども、「平成19年度予算を実質的な行政改革元年予算とし」という形で盛り込まれて、今回の条例改正とも含めて大きく取り組まれており、特に今回、土地開発基金を廃止された。これは長年の課題で、行政改革で特別委員会、議会の中でもこの土地開発基金をどうするかという議論の中で今年度取り組まれる。それから、情報通信基盤整備事業も他の行政機関と比べますと、民活民営という形で1億の補助金で済む事業形態にそこまで持ってこられた。従来の計画からいくと、多分10億単位の行政からの負担で行わなきゃならないのが、1億と

いう形での事業展開をなされてきている。それから、合併時のもう一つ残ってありました真正地域の南部コミュニティーセンターの用地獲得に着手をされていく。

これからの時代は地方分権という形の中で、本当に財政基盤の強い自治体をつくっていかねばならないときでございます。総合計画の中でも盛り込まれておりますけど、土地利用の問題、あるいは今回の総合計画にかかわってくる問題で、全協でもありましたけれども、土地利用の都市計画の見直し。本巢市がこれから本来大きく変わろうとしている、本当に地方自治の地方分権にかかわってきて、財政力のある強いまちをつくっていくためのスタートの年だというふうに思います。

そうした厳しい財政状況の中で、補助金の見直し等もやられるようですが、ひとつ強い財政基盤を持つ本巢市をつくっていくためにも、この経常経費の削減はやっぱり避けては通れない問題であると思いますし、ある意味で、市民にも財政基盤の強い本巢市をつくるんだという周知も必要だろうというふうに思います。そういう意味では、行政改革元年と位置づけられた19年度の部分を、本巢市の将来のために厳しい財政の中ではございますけれども、執行に努力をしていただきたいと思っております。特に公共交通機関の問題について、樽見鉄道という問題を抱えておりますので、早期にこの建て直しも本巢市も加わっていかなくちゃいけないと思っておりますので、以上を踏まえて賛成討論とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第33号 平成19年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22 議案第34号及び日程第23 議案第35号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第22、議案第34号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてと日程第23、議案第35号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第34号と議案第35号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 大熊和久子君。

○文教福祉委員会委員長（大熊和久子君）

報告します。

議案第34号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、レセプト業者の選定方法

とレセプト件数、それから10月からの保険証のカード化及び国保基金の適正額についての質問に、レセプト業者の選定は入札により決定します。また、レセプト件数は9,800件で、収納は1万1,000件ありますとのことでした。カード化については、県内では今のところありません。広域連合は20年4月にカードの切りかえを予定されておりますが、国保については10月に書きかえがあることから、その時期に合わせて切りかえていきたいとのことでした。国保基金の適正額については、現在5億6,000万円、医療給付費の3ヵ月分、約6億円が適正額であるとの答弁でした。

議案第35号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計予算については、20年4月からの後期高齢者、国保以外の75歳以上の方は個々で把握できるかとの質問に、75歳以上になれば老人保健に加入となっているため、これが今回、後期高齢者医療に移行となるので把握できますとの答弁でした。

したがって、議案第34号、35号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

議案第34号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

1点だけですが、国保の中で保険財政共同安定化事業が含まれています。これについては昨年9月だったと思いますけれども、新たに創設されて予算化をされ、19年度本格実施になっていくというふうに思いますが、昨年の段階ではなかなか中身がはっきりしていなかった。その当時わかる範囲で説明は受けましたけれども、まだまだ県から十分説明が来ていないという状況でした。

この保険財政共同安定化事業そのものも、後期高齢者医療制度の創設、そのほかいろんな医療改革、私は改悪だと思っていますけれども、その流れの中で行われているものであり、最終的には国の負担を減らし、そしてその分を自治体や、あるいは利用者に転嫁するという内容になっていくというふうに思っております。そういう流れの中で、この保険財政共同安定化事業はどのように進められていくのかということについて、詳細の説明はあったのでしょうか。

○議長（上谷政明君）

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

この事業の具体的な内容については、今、議員さんが言われたような形で答弁になかなかできなかった部分もございましたが、現状をちょっとお話しさせていただきますと、この事業につきましては、1件が30万以上の医療費について市町村の国保が拠出したしまして、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化と財政の安定化を図るための事業ということで、昨年の10月よりスタートを

させていただきました。内容については、レセプト1件当たり30万を超えるものについて、8万円を超える部分の100分の59に相当する額が毎月国保連合会より交付されるというものでございまして、80万円を超える費用額につきましては80万として計算されるということでございます。よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

一番知りたいのは、それによって市はどういう影響を受けるか、財政的にも。あるいは利用者がどう影響を受けるかということですが、そのあたりはわかりましたら結構ですが、どうでしょうか。

○議長（上谷政明君）

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

そこら辺の具体的なことはまだ調査していませんけれども、今回こういった形で事業として上げさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

去年からもたびたび申し上げておるので、簡単に申し上げますけれども、医療改悪の流れの中で今申し上げた保険財政共同安定化事業を進められており、これが市の財政、あるいは市民に対するさまざまな悪影響が出てくるだろうと。特に平準化ということ为先ほども言われましたけれども、平準化というのは、言葉はいいですけども、一生懸命努力して医療費を削減する、健康づくりに取り組んでいる。そういったところもひっくるめて平準化されていくわけでありますから、必ずしもこの平準化というのは、いい言葉ではないというふうに思っています。

そういう流れの中で、国保がさらに22年ごろには県一本化されようという方向もあります。県一本の国保になれば、さらにそういう傾向が進んでいってしまう。そして末端の声がなかなか届かなくなるという危険性が多分にあります。そういう流れの中でのこの大きな事業ですので、このことについては、私たちは本質的に反対をしておりますし、さらにもう1点つけ加えるならば、一般質

間で申しあげました国民健康保険税の滞納世帯に対する短期保険証、あるいは資格証明書の交付について、現段階で言えば、市としては非常に配慮をしてもらって機械的に交付するということはないと私は信じておりますし、そのようにやっておられると思いますけれども、ただ、今後のためには一定に基準を設けて、こういう場合には交付はしないと、一般質問で例を申しあげましたけれども、そうしたことをぜひともやってほしい。そのことについては、まだとても考えられないような話でしたので、それも含めて、今回この大きな流れの中で、単に財政の運営の問題として言うことはありませんけれども、特に今申しあげた保険財政共同安定化事業については大きな問題がはらんでいるという中でございますので、本案については反対をせざるを得ないと思っています。以上です。

○議長（上谷政明君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言がありましたら承ります。

〔挙手する者あり〕

はい、17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

今、反対討論がありましたけれど、基本的には我々受益者負担ということで、受益者負担が高くなってきておるということは事実かも知れませんが、いずれにしても、この国保の特別会計が安定的に進むということ、また基金につきましても、先ほど委員長から報告がありましたけど、適正な基金まで進んだということで、安定した特別会計が今遂行しておるということで、種々言われましたけど、その点いろんなことを総合的に含めて判断して、適正に進めておるとし、執行部の努力も買い、この19年度予算につきましては賛成をしていきたいと思っております。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第34号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第35号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第35号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24 議案第36号から日程第27 議案第39号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第24、議案第36号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計予算についてから、日程第27、議案第39号 平成19年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第36号から議案第39号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

報告いたします。

議案第36号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計予算については、政府資金5%以上のものは借りがえすることができるかとの質問に、高金利の公債費について平成19年度から3年間で繰り上げ償還ができると聞いております。要綱がまだ来ておりませんので詳細はわかりませんが、該当すれば対応していきたいとの答弁でした。

議案第37号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計予算については、加入率及び接続率についての質問に、資料配付し、説明がなされました。

議案第38号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計予算については、石神地区の編入についての質問に、現在、浄化センターのある地元自治会に編入することについてお願いをしています。返事はまだいただいておりませんが、承諾をしていただければ、石神自治会にお話をさせていただくこととなりますとの答弁でした。

議案第39号 平成19年度本巢市水道事業会計予算については、質疑はありませんでした。

議案第36号、37号、38号、39号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

議案第36号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第36号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第37号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第37号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第38号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第38号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第39号 平成19年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第39号 平成19年度本巢市水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

時間が12時を回りますが、全部上げさせてもらいたいと思いますので、延長させていただきますのでよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

了解をいただきましたので、再開します。

日程第28 発議第1号及び日程第29 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第28、発議第1号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例についてと、日程第29、発

議第2号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則についてを一括議題といたします。

発議第1号と発議第2号について、提出者の説明を求めます。

提出者、12番 若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

それでは、発議第1号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

昨年6月に地方自治法が改正され、議会制度の見直しがされたところであります。この改正に伴い、本市議会としましては、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任については、補欠選挙で当選した議員が直ちに委員会委員として活動できるようにするため、閉会中においては議長権限で委員の選任ができるように改正するものであります。

また、会議録につきましても、昨今の電子化の発達により、現在の書面によるものから、電磁的記録によるものとするのが規定上いつでもできるように改正するものであります。

続きまして、発議第2号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。

このたび地方自治法の改正により、委員会にも議案の提出権が認められたため、委員会提出議案の提出者、議案撤回、または訂正をする場合の請求者、議案の委員会付託等についての手続方法を規定するものであります。

また、本市議会として会議録を電磁的に記録することを認めるよう関係条文を改正するものであります。

何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

委員長、そのままお残りください。

発議第1号と発議第2号は関連がありますので、一括で質疑を受けます。

初めに、発議第1号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで発議第1号の質疑を終わります。

次に、発議第2号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

簡単で結構ですので、一つだけ申し上げておきますが、提案者としては、委員会において、私の主張は全会一致が原則だけれども、多数決で、少なくとも過半数であればこういう委員会としての

提案をしても構わないという方向でお考えでしょうか。

○議長（上谷政明君）

提出者、12番 若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

先ほど全員協議会の中でもお話があったように、全会一致が原則であります、やはり委員会の方から民主主義の原則によりまして、やはり多数決もやむを得ないと、こんなふうに思っています。一応私の考えです。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑にはありますか。

〔発言する者なし〕

これで発議第2号の質疑を終わります。

提出者、自席へお戻りください。

発議第1号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第1号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

発議第2号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

これについて私の見解を一つ述べたいのは、基本的に今までの形と変わって、委員会として提案ができるということになれば、原則的には全会一致だろうと。そのことについて、上級機関等に聞いたら、そのことの明文化はあまり好ましくないような話があったというふうに聞いております。私は必ずしも理論的にはそうではないとは思いますが、それはさておき、そういうことが困難であれば、そのことにかわる措置として、議会として本会議の場でなくてもどこでも結構なんです、申し合わせをして、基本的には全会一致でやるべきだろうということが前提としてあれば、私はこの件については反対する気はないわけですけれども、先ほどの全協で、そのことについても否決をされましたので、そういう状況の中では賛成することはできないということをお願いしておきます。

○議長（上谷政明君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

この案件につきましては、議会運営委員会で議論し、総務企画委員会でいろいろ練っていただき、本日の全員協議会でもこの案件について御協議をいただいております。今、原則で全会一致という文言をどうかということですが、最終的にこういった文書を出していく場合に、文言、あるいは表現の仕方で多少の食い違いがあり、全会一致が望めない場合も多々ございますので、全員協議会で皆さん方がお決めいただいたとおり、従来の採決の方法で決めていくという形で賛成をいたします。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第2号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第30 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第30、発議第3号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書についてを議題といたします。

発議第3号について、提出者の説明を求めます。

提出者、1番 黒田芳弘君。

○1番（黒田芳弘君）

発議第3号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書についての提案説明をいたします。

本来ならば、全文を読み上げるのが本意ではございますが、要点説明とさせていただきます。

トンネルじん肺については、いまだに多くの罹患者が出ており、大きな社会問題となっております。トンネルじん肺は、そのほとんどが公共事業であるトンネル建設工事現場で発生する職業病であることなどから、国の責任は重大であります。よって、国においては、発注者及び施工者に対する適切な指導を行うとともに、トンネル現場における定期的粉じん測定及び測定結果の評価の義務づけ、坑内労働者の粉じん暴露時間の短縮、規制、被害者への救済制度の充実等の対策が必要であると考えます。

以上のことから、本巢市議会として政府関係機関に対し、トンネルじん肺根絶の抜本的対策に早急に取り組まれるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

本市におきましても、19年度より日当トンネルが着工の予定であります。何とぞ御賛同賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者、自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第3号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

日程第31 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第31、発議第4号 日豪EPA／FTA交渉に対する意見書についてを議題といたします。

本日、発議第4号の提出者であります安藤重夫君は所用のため早退されましたので、賛成者である浅野英彦君に説明を求めます。

浅野英彦君。

○9番（浅野英彦君）

今、議長より御説明がありましたように、安藤氏が早退されましたので、浅野が説明させていただきます。

意見書（案）を朗読させていただくことによって、提案理由とさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

日豪EPA／FTA交渉に対する意見書（案）

本年から開始するとされている日豪EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）交渉に対し、豪州政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられ、豪州政府の要求通り、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2兆～3兆円規模になるとされている。

また、食料自給は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなる。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったように豪州の農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねない。

私たちは、日豪EPA／FTA交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目を交渉から除外するなどの対策を求める。

記

1. 日豪EPA／FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること。

2. 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者、自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第4号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了しました。

これをもちまして平成19年第2回本巣市議会定例会を閉会いたします。

16日間にわたり大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後0時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員